

事務連絡

平成24年2月 日

医療機関各位

日光市健康福祉部子育て支援課長

こども医療費助成制度について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から子育て支援事業につきまして、ご支援ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、本市では平成24年度から現物給付対象年齢を中学校3年生まで拡大する方針を固め、4月実施に向けて準備を進めているところです。

正式には、これから議会の議決を得てから実施となる運びですが、医療システムの準備期間等を考慮し、取り急ぎご連絡申し上げる次第です。詳細につきましては、後日あらためてご連絡を差し上げます。

ご多用のところ、短期間でのご準備となってしまうと誠に申し訳ありませんが、円滑な実施に向け、ご協力を賜りたくよろしくご願ひいたします。

記

1.現物給付対象

3歳未満 県内医療機関

3歳～15歳に達した3月31日まで 市内医療機関（日光市単独現物給付）

2. 施行日

平成24年4月1日から（4月診療分から）

3. レセプト公費番号

3歳未満 60090172

3歳以上15歳に達した3月31日まで 80090178

（3歳未満と同様にレセプト提出により処理されます。）

システム改修等の準備が整い次第、ご協力いただければと存じます。

問い合わせ先

日光市健康福祉部

子育て支援課子育て給付係 斎藤

電話番号 21-5101

FAX 21-5105

こども医療費助成制度現物給付対象年齢の拡大について

1. 現物給付対象(入院時食事療養費は除く。)

3歳未満 県内医療機関

3歳～15歳に達した3月31日まで 市内医療機関(日光市単独事業)
生活保護対象者は、こども医療費の対象外です。

2. 施行日 平成24年4月1日から(4月診療分から)

3. レセプト公費番号

3歳未満 60090172

3歳以上15歳に達した3月31日まで 80090178

(3歳未満の現物給付と同様にレセプト提出により処理します。)

4. 受給資格者証

- ・4月1日から様式を変更します。加入保険欄を削除しました。

3歳未満： ピンクの受給資格者証

3歳未満、交付してあるものは、今までのものを使用。

3歳の誕生月に3歳以上の水色の受給資格者証を郵送します。

3歳以上： 水色の受給資格者証(市内の医療機関等に関り現物給付)

3月末に郵送します。

保育園・学校の管理下における怪我等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるものは、こども医療費の対象となりません。

お問い合わせ先

日光市役所健康福祉部

子育て支援課子育て給付係

電話 21 - 5101